

令和3年5月12日

第5回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 5 号

令和3年 第5回 定例会

日時：令和3年5月12日（水）午後2時

場所：区議会第二委員会室（Web会議）

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	田 嶋 幸 三
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	八 木 茂
	教 育 総 務 課 長	松 永 直 樹
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	教 育 セ ン タ ー 所 長	真 下 聡
	真砂中央図書館長	齊 藤 嘉 之

「書記」	庶 務 係 長	伏 屋 明 子
	庶 務 係 主 事	高 橋 翔

令和3年

第5回教育委員会定例会

令和3年5月12日（水）午後2時

場 所 第二委員会室（Web会議）

議事録署名人 田嶋幸三委員

第1 議事録の承認

議事録第3号（令和3年第3回定例会）

第2 議案の審議

第28号議案 「文京区委員会地区事業」の後援名義の使用承認について

第29号議案 「第3回平和を願う文京戦争展」の後援名義の使用承認について

第3 報告事項

(1) 文京区子ども読書活動推進計画（素案）について (資料第1号)

第4 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、第5回の教育委員会定例会を始めさせていただきます。

今回は Web 会議形式をとっております。発言の際には、手を挙げていただいて、その方に発言していただくという形をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は全員ご出席いただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、田嶋委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第3号（令和3年第3回定例会）

○加藤教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1「議事録の承認」です。議事録第3号がお手元にあると思います。事前に確認していただいておりますが、なお、訂正が必要な場合には、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第28号議案 「文京区委員会地区事業」の後援名義の使用承認について

○加藤教育長 続きまして、議案の審議に入らせていただきます。本日は2件です。

第28号議案「文京区委員会地区事業」の後援名義の使用承認について。この件について説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第28号議案、「文京区委員会地区事業」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、公益社団法人東京青年会議所文京区委員会。

代表者は、小瀬弘典でございます。

事業名は、「文京区委員会地区事業」です。

本年7月7日、8日及び10日の3日間、ボッチャ等の障害者スポーツ体験会やオンライン交流会を開催する予定としております。

実施場所は、本駒込南児童館や社会福祉法人武蔵野会障害者支援施設リアン文京でございます。

本事業は、障害に対する理解を深めるとともに、児童館等でさまざまな子どもたちが障害者スポーツ等を体験することにより、多様性を受容する意識とお互いのことを理解する意識の醸成を図ることを目的とするものでございます。

対象は、文京区内の小学生。

参加費は、無料です。

このほか、資料といたしまして、事業概要書、予算書、役員名簿、定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用についてよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 第二部はオンラインで交流会を行うということですが、オンラインにかかる支出に関しては、これではどれがそれに当たるのでしょうか。

○教育総務課長 こちらにつきましては、レンタル料に、いわゆるパソコンといった部分が含まれていると聞いてございます。

○坪井委員 障害者スポーツ体験会は、趣旨としては大変意義あるものだと思います。コロナのまん延防止のための対応としてどういうことがあるかということまでは確認はされているのでしょうか。人数の制限ですとか、消毒のこととか、そういったことはどうかということを確認させていただきます。

○教育総務課長 第一部が7月7日と7月8日の2日間で実施いたします。こちらにつきましては、計4回実施する予定でございます。参加人数を80人としていますが、この4回を合わせて80人ですので、1回につき大体20人ぐらいと考えてございます。

また、本駒込南児童館ですが、場所はホールで、150平米ぐらいの広さのところで行いますので、コロナのことも考えて、少なめの人数で、マスクとか換気をよくしてということも当然やりながら実施していきたいということを伺ってございます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ご承認の場合は、挙手をお願いします。

ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(全員挙手)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第29号議案 「第3回平和を願う文京戦争展」の後援名義の使用承認について

○加藤教育長 続きまして、第29号議案「第3回平和を願う文京戦争展」の後援名義の使用承認について。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第29号議案、「平和を願う文京戦争展」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、「平和を願う文京戦争展」実行委員会。

代表者は、小竹紘子でございます。

事業名は、「平和を願う文京戦争展」です。

本年8月7日から9日までの3日間開催する予定としております。

実施場所は、文京シビックセンター、アートサロンでございます。

本事業は、多くの人に「戦争とは」を考えてもらうこと、話し合ってもらうことを目的に実施するものでございます。

対象は、文京区内の小・中学生の児童・生徒、教師、保護者、高校生、大学生、区民などの方です。

参加費は、無料です。

このほか、資料といたしまして、事業概要書、予算書、役員名簿、定款がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用についてよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○小川委員 昨年も同様の議題、「平和を願う文京戦争展」が出ていたかと思いますが、昨年までと今回とでどこが違うのかというご説明をいただければと思います。

○教育総務課長 こちらにつきましては、小川委員のおっしゃるとおり、昨年、一昨年も申請がございましたので、私のほうで、申請者に対して、昨年、一昨年とどう違うのかということをお尋ねさせていただきました。申請書の3ページ目の「事業の目的」と書いてある下のほうで、重慶の爆撃の写真と東京大空襲の写真を今回は展示したいということをおっしゃっていました。この2つを選んだというのは、いわゆる加害の歴史と被害の歴史を広く知らせることによって、平和というものを話し合ってもらうことを目的としたい。昨年と一昨年とは、重慶と東京大空襲の写真がふえるということで、そこが違うということを申請者はおっしゃってございました。

○小川委員 もう一つ、変わらないということなんだと思いますが、一応確認させていただきたい

んです。昨年も出されていた村瀬さんの写真展の内容については、全く同じということによろしいのでしょうか。

○教育総務課長 村瀬さんの写真につきましては、昨年の写真よりも少し減らして、いわゆる重慶の爆撃の写真と東京大空襲の写真をふやすという考え方です。村瀬さんのどの写真を展示するかというのは検討中で、こちらにはまだお示しはできないということを聞いてございます。

○田嶋委員 今の小川先生の質問と同じで、重慶のものが追加されるということだけであれば、これは認めるのは難しいんじゃないかなと思いました。去年幾つか問題になったのはキャプション、これを本当に村瀬さんがお書きになったんですかと僕は非常に思ったんです。その当時の人はこういうふうを書くかなとか。そしたら、それは村瀬さんが書かれたものですということだったので、どうだったのかなと思いました。今回どういう写真を出すのか、どういうキャプションなのかというのがわからないままお認めしていいのかなと思っています。

こういう戦争のもので、文京区の少年少女に戦争は絶対いけないんだということをしっかり伝えていくのは本当に大切なことだと思います。小竹さんからもお手紙をいただき、内容の説明で、その気持ちは非常にわかりました。ただ、去年と一緒にののであれば、「はい、じゃ、今年はオーケーです」と言うのも、ちょっと違うと思いますので、どういう写真を、キャプションをつけてどう出すのかも含めて知らなければ、認められないんじゃないかと思っています。

○加藤教育長 具体的な中身をもうちょっと知った上で判断したいということですよ。

○坪井委員 この団体の方は何度も申請されているので、教育委員会でどういう点が問題になって、今まで後援が認められなかったかということは十分ご承知だと思いますが、そこに対してどういう対応がなされたのか。なされないまま何度も同じ申請が出るというのが私はちょっと理解できなくて、却下されたものと同じ内容が出てきて、また次年度に同じものをかけるということを教育委員会の事務方ではなさっているのかというのも私はちょっと解せないんですが、そのあたりはいかがなのでしょうか。

○教育総務課長 坪井委員のおっしゃるとおりで、今回こちらとしても、最初、写真展で重慶の写真と東京大空襲の写真がふえるとはいっても、事業の目的については何ら変わりがないということで、事務局で却下、受け取らないという方法も考えたんですが、今回、重慶の爆撃の写真と東京大空襲の写真もふえて、いわゆる加害の歴史と被害の歴史を広く浅く、見る方に見ていただいて、平和のことを考えていただきたいという申請者の意向があったものですから、先ほど田嶋委員も言われたように、中身の写真がわからないというところもありましたが、2年連続不承認だったという

こともあり、逆に教育委員の方々に議論していただいたほうがいいのではないかと判断しまして、今回申請を受け付けて、教育委員会に上げたというものでございます。

○坪井委員 私も、田嶋さんがおっしゃっているように、戦争の事実というのは、被害であれ、加害であれ、たくさんを事実として子どもたちに知ってほしいと強く思っています。なので、毎回申し上げているとおり、この写真展が何かの価値観を一方的に押しつけるという部分がないのであれば、本当にたくさんの人に見てもらいたいと思っています。今まで教育委員会で問題になってきたのが、その部分があるんじゃないかという心配で後援というところまで踏み込まなかったということがあったと思います。

今回被害の歴史についてもきちんと目配りをするということがあって、そこで、加害と被害の歴史があることにより、一方的な押しつけではないということが事業の目的の趣旨と受けとめることで、今までの教育委員会の議論であった村瀬さんの写真が政治的な問題に学校を巻き込むという今まで私たちが提起してきたような恐れがなくなるというものであるのかどうかを確認したいんです。

○加藤教育長 事務局で申請者の方からお話を聞いた限りでは、村瀬さんの写真展と、あと2つ加えての写真展ということで、趣旨については先ほど言われたとおりだということです。

今まで教育委員会の中で後援名義までなかなかできなかったというところについては、いろんな考え方があっていいのだけれども、一定の考え方があって、それを教育委員会としてお認め、後援するというのはちょっと微妙な問題ではないか。写真展としてやっていただくことも構わないし、全くニュートラルな状態であれば後援ということもあり得るんじゃないかという話がありましたが、今までの資料の中では一定の部分がニュートラルかどうか判断しかねるということだったので、今回は、先ほど田嶋委員からもご意見がありましたように、そこがどういうものなのかというところをもうちょっと確認しないと、この資料の限りにおいては、なかなか判断が難しいのかなとは思いますが。

○坪井委員 ニュートラルと言っている意味が、非常に微妙な言い方で、何をニュートラルと言うかということも確定のしようがないところがあります。要するに、今説明を伺っていて思ったのは、今回この団体が工夫をしたのが、加害の歴史だけではなくて、被害の歴史もともに見るということによって、実際にもたらず被害、加害、その双方を写真で見てもらおうというところなんだとすれば、そこは一つの提起の仕方として意味ある提起ではないかなと思うところもあるわけです。それを、加害者としてだけではなく、被害者の歴史もあるよということをちゃんと出すという意味でのニュートラルさ、それを工夫したというふうに考えられなくもない。

村瀬さんの写真については、村瀬さんという個人の方が撮られた写真が、それが事実として出されること自体、そこに押しつけというものはないだろうと思います。あるとすれば、田嶋さんが提起されていたキャプションも村瀬さんが起案されたキャプションということであれば、この団体がつくったものではないということで、村瀬さん個人の見解を出されたものということになるんじゃないかと思いますが、今私たちが懸念をしているニュートラルなもの、あるいは一方的な価値観の押しつけでないものという趣旨からすると、かなり工夫をされているのかもしれないという気もしてきているんですね。そのあたり、この資料だけから確認していいのかどうか、教育長のおっしゃるように、わからないところです。

○加藤教育長 これまで4回教育委員会にかかっています。その中でいろんな議論があって、これまでの経緯の中で、先ほど言ったように、教育委員会として後援するにあたっては、事業の趣旨に賛同するというところがありますので、そこは慎重に考えたほうがいいだろうということがありました。

これまでの経緯を見た中で、懸念とされている部分が、今回のものにはないだけで、それがどうなったかわからないというところにありますので、もうちょっと補足したものをいただかないと、これ限りで判断するのはなかなか難しいのかなとは思っています。これまで全く経緯がなければ、これを見てということになりますけれども、これまでの経緯の部分で懸念が数々あったわけなので、そこはどうかというのは、この資料限りではわからないのかなというところは感じます。そこは事務局でも確認していると思いますが、先ほどの答えの限りなので、その範囲で判断できるようにあればいいんですけれども、難しいようであればその補足が必要かなとは思っています。

○田嶋委員 重慶の爆撃だとか東京大空襲って僕らもよく知っていることですし、こういう写真が追加されるということも、決して悪いとは思わないんですが、これしか変わってないということは去年と一緒ということですよ。これで相殺されるものではない。つまり去年却下したものにこの2つを加えて、それで出しましたというのであれば、去年却下した理由はそのまま残るわけですから、教育委員会がそれを認めるというのはちょっと違うんじゃないかと思えます。

○清水委員 今、田嶋委員がおっしゃられたとおりで、私もそう思うのですけれども、ただ、先ほど教育総務課長は、村瀬さんのほうの写真を多少減らすということでしたので、その減らすものがどういうものなのか。減らすことによって我々が求めているものがある程度かなえられるのであれば、昨年認めなかったとしてもことし認めてもいいという理由にはなるのかなと思うので、その辺をもうちょっと詳しく教えていただいて、また教育委員会で検討ということがよろしいのではないかなと思っております。

○小川委員 私も、昨年までそれなりの時間をかけて議論して、昨年の中でも二度議論させていただいて採択にならなかったという結果で、一応一つの結論を出したんだと思います。それが今年、そのままの説明だと、今このまま「はい、認めます」というのはちょっと難しいかなと思いますので、どう変わったのかとか、これまでの教育委員会の結論に対して、どのような改善が行われたのかということをやはりお聞かせいただきたいと思います。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今までのお話ですと、これまで承認しなかったということには理由がありますので、その理由の部分が払拭できるかどうかを確認したいということで、次回そこを確認できるものがあれば、それを前提にまた検討する、審議するということがよろしいでしょうか。

(全員うなずく)

○田嶋委員 それを伝えるときに、重慶の爆撃と東京大空襲が加わったことで、我々が前回見た資料と一緒にすれば変わらないですよ。それはお伝えしたほうがいいんじゃないですか。どういふのが出てくるのかを見てからだと思いますが、ぜひそういうふうに聞いてください。

○加藤教育長 開催の日程もあると思いますので、そこはしっかり聞いて、次回審議できるようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本件については、次回、再度審議するということが進めさせていただきたいと思います。

第3 報告事項

(1) 文京区子ども読書活動推進計画(素案)について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は1件です。

「文京区子ども読書活動推進計画(素案)について」。この件について、説明をお願いいたします。

○真砂中央図書館長 資料第1号に基づきまして、文京区子ども読書活動推進計画(素案)について、ご報告をいたします。

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく法定計画でございます。現行計画の計画期間終了に伴いまして、次期計画を策定するものでございます。この間、区民参画による検討委員会で検討を進めてまいりましたが、このたび素案がまとまりましたので、ご報告いたします。

計画期間につきましては、令和3年度から令和7年度の5年間でございます。

検討経過につきましては、資料に記載のとおりでございます。

続いて、素案の内容につきましては、次ページ以降の別紙のほうで簡単にご説明をさせていただきます。

ます。

まず、素案の1ページ目、第1章でございます。計画策定の背景として、子どもの読書活動を推進する意義や、この間の国や都の動向、文京区の取り組みなどを掲載しております。これまでの計画策定の経緯や、この間の学習指導要領の改訂、読書バリアフリー法の施行などを記述してございます。

続いて、素案の3ページ目、第2章になります。計画の基本的な考え方をお示ししております。計画の目標として4つの項目を掲げております。

基本的には、現行計画の考え方を継承しておりますけれども、国の計画などにおいても、幅広い関係者との連携が求められていることなどから、目標の(4)につきましては、これまでの人材育成といった観点に加えて、地域団体などと協働した取り組みを推進するという考え方を加えてございます。

続いて、4ページ目から第3章となります。本計画の策定に当たり、昨年10月に実施した読書活動に関するアンケートの結果等を掲載しております。乳幼児期から学齢期にかけて子どもたちの読書活動の現状をお示ししております。

まず4ページ目、乳幼児期における読書活動ということで、引き続き90%以上のご家庭で赤ちゃんに対する読み聞かせなどが行われているといった状況をお示ししております。

次に、6ページ目、こちらは児童・生徒の読書活動をお示ししております。

7ページ目上段のグラフにあるように、子どもたちの1カ月の読書量がやや減少しているという傾向が見受けられます。さらに、学年が上がるにつれて読書量が減少していくという傾向も続いておりまして、引き続き課題として捉えてございます。

また、8ページ目からは、学校での読書活動について記述しております。子どもたちにとって身近な学校図書館の利用状況ですとか、蔵書数の現状をお示ししており、引き続き蔵書の充実等が求められている旨、記載をしているところでございます。

続いて、10ページ目からは、区立図書館における読書活動について記述してございます。特に利用率の低い中・高生世代の利用促進が課題であると捉えております。

続いて、素案の13ページ目からが、第4章となります。計画事業として全部で37の事業をひもづけてございます。これまでの取り組みを継続していくほか、読書バリアフリー法などを踏まえた電子書籍の活用、また高校生世代の読書支援として、高等学校図書館との連携といった新たな取り組みも加えております。計画期間中は、これらの取り組みを着実に進めて、毎年度全ての事業につ

いて進行管理を行いながら計画を推進していく予定でございます。

最初の資料に戻りまして、今後のスケジュールにつきましては、6月の議会で素案の報告を行った後、パブリックコメントを経て、9月に計画を策定してまいります。

私からの説明は以上になります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○田嶋委員 図書館の利用であったり、読書の時間というものは、去年1年間、今年までずっとコロナで、外に出る機会が割と少ないような気がするし、図書館にも行かない人も多いんじゃないかなという気がします。そういうコロナとの関係というのは何かあるんでしょうか。

○真砂中央図書館長 今回アンケートをとった時期がちょうど去年の10月ということで、我々の図書館サービスも、行事が中止になっていたり、学校も通常どおりに学校運営をすることもなかなか難しい状況も続いていたのかなと思っています。

アンケートの結果からも、図書館の利用率が若干減っているというグラフも出ておりまして、感染症の中で図書館の利用控えや、イベントがなかなかできなかったことで、足が向かなかったという状況はあるのかなと思っています。

ただ、これから、そういった中で、非接触型のサービスということで電子書籍なんかも追加をしておりますので、そういった社会状況の変化にも対応しながら、事業のほうは進めてまいりたいと考えてございます。

○坪井委員 今回新しく始まった電子書籍に関して、新聞にも随分大きく、文京区の取り組みが出ていてびっくりしました。非常に新しい画期的な取り組みなんだと改めて思いました。

私なども、小説の文庫本は電子書籍で購入して、電子書籍を読んでいることが多くなっているんですね。中・高生の人たちが本を読むときに、買うなり図書館から借りた本で読む人と、電子書籍を読んでいる人は結構いたりする。あるいはコミックも含めてWeb小説がすごくはやっている。そういうのを読んでいる人がいたり、ICTを使った読書をしている人たちは結構いたりしないのかなというのがちょっとあります。

今回の調査には入っていないのかもしれないですが、そういう視点で子どもの読書を見ていく必要があるし、本で読むのとICTで読む読書と違うのか変わらないのかというあたりも、これから研究していただきたいなというのがある。子どもたちに本を読みなさいと言えばいいのか、Webでもいいから字を読みなさいというのがいいのか。そのあたりの教育方針の違い、このあたりも研究材料として課題として上げておいていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○真砂中央図書館長 今回の素案の中には、具体的に記してはいないんですけども、アンケートの中で、「1カ月の間に本を読みましたか」という質問がありまして、「はい」と答えた子たちの中で、スマホやタブレットを使って読んだものがある子どもが、小学3年生が24.2%、小学5年生が24.1%、中学2年生が29.1%となっております。こういった内容を読んでいるかまでは把握できていないんですけども、電子書籍が身近なものになりつつある状況が見受けられます。

ただ、図書館サービスとして電子書籍を始めたのですが、児童書と呼ばれる部類のものがまだ140冊ぐらいしか実はなくて、冊数がなかなかそろわないという状況もあります。今後地道にそういった状況も捉えて、図書館としてはそういったコンテンツをふやしていきながら、多様な読書活動というものを支援していきたいと考えてございます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

第4 その他の事項

○加藤教育長 そのほかで何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第5回の定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(14:38)

令和3年5月12日

議事録署名人

教育長

委員